

上牧第二中学校 P T A 会 則

上牧第二中学校 PTA 会則

第一条 名称及び事務局

1. 本会は上牧第二中学校 P T A と称し、事務局を上牧第二中学校におく。

第二条 目的及び方針

1. 保護者と教職員が協力して研修活動に取り組む中で、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。
2. 特定の政党や宗教にかたよらず自主独立の団体であって、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けない。

第三条 活 動

1. P T A の民主的な運営の中で、研修活動及び会員相互の親睦をはかる。
2. 幼児、児童、生徒、青少年の健全育成のために活動する他の社会教育関係の機関、団体と協力する。

第四条 会 員

1. 上牧第二中学校に在籍する生徒の保護者・特別会員及び本校に勤務する教職員とする。(特別会員とは PTA 活動に協力をお願いする方で、特別会員名簿に記載されている方とする。)
2. 会員は全て平等の権利と義務を有する。
3. 本会の目的達成に努力するとともに別に定める会費を納める。

第五条 役 員

1. 本会の役員は次の通りとする。
会長一名、副会長二名、書記二名、会計二名（教職員から一名）
2. 任 期
役員の任期は一年とし再選を妨げない。但し欠員が生じた場合は、理事会で協議し決定する。
3. 任 務
 - (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代行をする。
 - (3) 書記は会議の決定事項の記録や、渉外的な文章の授受等庶務的な事項を行う。
 - (4) ①会計は会費の収支を取り扱い、記載し、会計簿及び領収書を保管する。
②会計は会計監査を受け、総会で報告し承認を得る。
③会計簿はいつでも会員の要求に応じ提示しなければならない。

第六条 役員及び学級委員の選出

1. 役 員
 - (1) 役員は選考委員会で会員の中から選出し、総会で承認を得る。
 - (2) 役員は一家庭につき一回限りとする。但し、再任・立候補はこれを妨げない。

- (3) 役員経験者は、学級委員も免除される。
※但し、これにより対象者がいなくなった場合は、再び全員が対象となる。
仕事・子ども会・自治会の役員などは除外の対象とはならない。
- (4) 役員の立候補は本校に在籍している生徒を持つ会員のみとする。
- (5) 立候補者が定員に満たない場合は、公開抽選会にて役員を選出する。補欠についても合わせて選出する。

2. 学級委員

学級委員は各学級から若干名を互選する。各学年全体委員会に属し、各委員会に分かれて活動する。(P.13 学級委員選出規定参照)

第七条 会計監査委員

1. 会計監査委員は二名とする。
2. 会計監査委員は理事会にて会員の中から選出し、総会で承認を得る。
3. 任期は一年とし、欠員が生じた場合は理事会で検討し会員の中から補充する。
4. 会計監査委員は総会で監査結果を報告する。

第八条 役員会

1. 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
2. 役員会は本会の事業及び予算など重要事項について企画立案し理事会に提出する。また、常任委員会から提出された議案を検討し審議する。

第九条 理事会及び任務

1. 理事会は役員及び理事(各委員会の正副委員長、学校長、教頭、教務主任)をもって構成する。
2. 役員会及び常任委員会によって企画立案されたことについて審議決定する。
3. 総会の議案、報告書を審議する。
4. 急を要する場合、総会に代わって議決を代行することができる。但し議決の経過を次の総会に報告しなければならない。
5. 理事会は年数回定例会を開催する。但し会長が必要と認めた場合、臨時理事会を開催することができる。
6. 理事会における全ての議決は、出席者の2/3以上の同意を要する。

第十条 常任委員会及び任務

1. 常任委員会は次の委員をもって構成する。
 - (1) 学年委員会(一年、二年、三年)
 - ① 各学年及び学級の諸問題を審議し、理事会に提出する。
 - ② 各学年全体委員会を招集し、会員相互の親睦をはかる。
 - (2) 広報委員会
 - ① P T Aの広報活動に務める。
 - (3) 選考委員会
 - ① 次年度の役員を選考し、決定した時点で理事会に報告する。

2. 各委員会は委員の互選によって正副委員長を選出する。
3. 教職員は各委員会に参画する。

十一条 総会

1. 総会は本会の最高決議機関で全会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
2. 総会は年一回とし、理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
3. 総会で審議決定される事項
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 役員及び会計監査委員
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要と認めた事項
4. 議決は出席者の過半数をもって成立する。

第十二条 会計

1. 本会の会計は、会費及びその他の雑収入をもってあてる。但し必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
2. 本会の会費は、一会員（一世帯）に対して月額330円とする。但し、教育扶助が適用される会員は、申請があれば会費を免除することができる。
3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第十三条 改正

1. 本会則の改正は、総会で出席者の過半数以上の承認を必要とする。

附 則

本会則は1987年 4月 1日から施行
1993年 4月21日一部改正
1994年 4月20日一部改正
2003年12月 8日一部改正
2004年 4月20日一部改正
2015年 3月 2日一部改正
2018年 3月 5日一部改正
2019年 3月 4日一部改正
2020年 3月10日一部改正

本会は別に慶弔規定、交通費規定、学級委員選出規定を設ける。

慶 弔 規 定

1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表すことを目的とする。
2. 本規定の運用については、会長がこれを行いその福利は会員が等しくこれを受ける。
3. 本規定の財源は、PTA会費をもってあてる。
4. 下記の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表す。

(1) 会員、生徒の病気等（4週間以上の入院）	3,000円
(2) 会員、生徒が死亡したとき	5,000円他
(3) その他	その都度役員会において合議
5. この規定により金品を受けたものは、いっさい返礼をしないものとする。

附 則

本規定は、1987年 4月 1日から施行
1990年 7月 4日一部改正
1992年 6月 5日一部改正
1994年 4月20日一部改正
2002年10月 7日一部改正
2003年11月10日一部改正

交 通 費 規 定

1. 本規定は、会員が出張した際の交通費について定めることを目的とする。
2. 会員に次の交通費を支払う。

(1) 公共の交通機関を利用した場合（上牧町内を除く）	実 費
(2) 車を利用した場合、車1台につき次の交通費を支払う。	
①北葛城郡内（上牧町を除く）、香芝市、三郷町、斑鳩町	500円
②上記以外の県内	1,000円
③県外	その都度役員会において合議

※注 駐車場代、高速代等は領収書を添付し、別途請求するものとする。

附 則

本規定は、2003年11月10日から施行

学級委員選出規定

1. 本規定は、学級委員の選出方法を定めることを目的とする。
2. 選出方法
 - (1) 『学級委員選出に関する調査表』により選出対象者を確定
 - (2) 立候補者から学級委員を選出
 - (3) 立候補者が定員を超える場合は、合議により決定する
 - (4) 立候補者が定員に満たない場合は、公開抽選会にて学級委員を選出する。補欠についても合わせて選出する
3. 選出人数
 - (1) 学級委員 各学年6名
 - (2) 補欠 各学年2名
(補欠はやむを得ない事情により学級委員を続けられなくなった場合の交代要員とする)
4. 選出除外者 次の条件に当てはまる会員は、申し出があれば、選出を除外する。
 - (1) その生徒の保護者として本校で委員(会計監査を含む)をしたもの
 - (2) 本校で役員(会長、副会長、書記、会計)をしたもの
 - (3) 本年度、役員(本校・他校)に内定しているもの
 - (4) 選出日現在、他校で本年度の委員(会計監査を含まず)に選出されたもの
 - (5) 就園前の子どもがいるもの※但し、これにより対象者がいなくなった場合は、本年度の会計監査を除き再び全員が対象となる。
5. 上記以外の理由で学級委員選出の除外を希望する場合は、『学級委員選出に関する調査表』にて理由を申し出で、役員会の承認を得る。
 - (1) 仕事を理由にしての免除は承認できません
 - (2) 病気等がわかる証明書を提出してもらう場合があります
6. 上記以外の事項については、役員会の合議により決定する。

附則

本規定は、2003年12月8日から施行
2004年12月2日一部改正
2013年 3月7日一部改正
2015年 3月2日一部改正
2018年 3月5日一部改正
2019年 3月4日一部改正